

泉佐野市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、泉佐野市において、登録者に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（注）に交付した場合に、その事実について通知するものです。（同一の住民票等に記載がある場合であっても、登録をしていなければ対象となりません。）

（注）第三者…自己等（※）の代理人及び自己等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く）

（※）自己等……（住民票関係）自己又は自己と同一の世帯に属する者
（戸籍関係）自己、自己の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に対して、次に掲げる事項を記載した泉佐野市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
 - （1） 証明書の交付年月日
 - （2） 交付した証明書の種別
 - （3） 交付した証明書の通数
 - （4） 交付申請者の種別（第三者・代理人・職務上請求）
※自己の代理人である場合は、その氏名及び住所
- 3 郵便又は信書便による登録の申込みは、表面注3に記載しています書類の写しを同封してください。
- 4 転出又は転居、転籍等により、登録をした内容に変更が生じた場合は、届け出が必要です。
変更の届出がない場合、登録を廃止する場合がありますのでご注意ください。登録の廃止をする場合も届出が必要です。
- 5 次の場合は登録を廃止します。
 - （1） 登録廃止の届出があったとき
 - （2） 通知書が返戻されたとき
 - （3） 登録者が国外に転出したとき
 - （4） 登録者が死亡又は失踪の宣告を受けたとき
 - （5） 登録者の住民票が職権により消除されたとき
 - （6） その他特に登録を廃止する必要があると認めるとき